（宣傳ビラ案文ノマヽ）

吾等と行動を共にせよ
君の仲間を裏切るなかれ

吾等は永い間横暴な会社の圧迫にたへしのんで来た而して吾等が
一人一人ではだめだから労働組合を作つて吾等の生活を改善
しやうとしたところが総に数の者を解雇して吾等の行動を對して会社
は十九日晩吾等の仲間を無理解雇した そこで其会社の不当を
ならして次の四ケ条の要求を会社に提出したところが会社は其要求
の回答を與へず却て二十日午前十時吾等一同を工場から追ひ出した
鋳物工、木型工其の他吾等と行動を共にせざる諸君。諸君の利
害は吾等の利害だ、諸君の苦しみは吾等の苦しみだ 吾等が
同一の目的に向つて勇敢に吾等と行動を共にせよ
諸君は諸君の仲間を裏切ることを以て潔ぎよしとはすまい立て
情けある労働者自覚せる労働者諸君

要求事項

一、現在の時給制を日給制となほし八時間労働とすること
（現在より約五割の増給とする）
二、退職手当を給すること（一年以上十日、三年以上二ケ月、五年以上五ケ月）
三、共濟会規約改正（評議員は労働者より三分の二以上を選出すること）
四、職首者復職のこと

大正十二年三月二十日
新潟鉄工所従業員争議団本部
事務所矢口方遠路十八番地

12331 寫
619号

勞秘甲第二〇五號
大正十二年三月廿七日
警視總監 赤池濃

内務大臣水野錬太郎殿
社會局長官塚本清治殿
京都、大阪、神奈川、愛知、兵庫、新潟、千葉、秋田各府縣知事殿
司法省刑事局長殿
東京控訴院檢事長殿
東京地方裁判所檢事正殿

新潟鐵工所蒲田工場勞働爭議ニ關スル件（第四報）